乗船名簿

◎本書は法律により記入・保管が義務付けされております。ご利用の皆様にはご理解・ご協力をお願い致します。

新規・会員（No.　　）

※色の付いている箇所は記入しないで下さい。

出船日　　年　　月　　日	船種/航行範囲 （〇印を記入下さい。） 手漕ぎ/スワンボート …左右３ブロック ポケットボート … 左右ブロックの範囲 和船 (2～4人乗) … 崎守～黄金漁港 和船 (5～7人乗) … 大黒島～伊達漁港 和船(10人乗)・プレジャー(60馬力以下) … 大黒島～伊達火力発電 プレジャー(75馬力以上) … 地球岬～伊達火力発電
利用時間 出船時間　　時　　分	

No. 船名	フリガナ 代表者名 （船長）	男・女	免許確認

代表者住所　〒　　都 道 府 県
市 区 町 村

緊急時の連絡先として必ず以下の2箇所に電話番号をご記入ください。（海上保安庁による指導の為）

出航中に繋がる連絡先（携帯電話）	緊急時連絡先（ご家族様・会社等）
－　　－	－　　－

その他 乗船者

No.	乗船者氏名	ご住所	携帯電話	年齢／性別
1	ﾌﾘｶﾞﾅ	〒	(　　) ―	歳 男・女
2	ﾌﾘｶﾞﾅ	〒	(　　) ―	歳 男・女
3	ﾌﾘｶﾞﾅ	〒	(　　) ―	歳 男・女
4	ﾌﾘｶﾞﾅ	〒	(　　) ―	歳 男・女
5	ﾌﾘｶﾞﾅ	〒	(　　) ―	歳 男・女
6	ﾌﾘｶﾞﾅ	〒	(　　) ―	歳 男・女
7	ﾌﾘｶﾞﾅ	〒	(　　) ―	歳 男・女
8	ﾌﾘｶﾞﾅ	〒	(　　) ―	歳 男・女
9	ﾌﾘｶﾞﾅ	〒	(　　) ―	歳 男・女

※個人情報について

乗船名簿は乗船者の確認をするものであり、適切に管理し、乗船者本人の承諾なく第三者に個人を特定できる情報を開示・提供するものではありません。ただし、法令に基づく手続きを経て裁判所・警察・検察庁の司法機関またはこれに準ずる情報を有する期間から登録内容について開示を求められた場合、これに応じて乗船者本人の承諾なく情報を開示することがございます。

レンタルボート　利用規約

第１条　（レンタル条件と注意事項）
1 借用者はボートの規定のレンタル料を負担すること。
2 帰港時間は厳守してください。時間超過の場合は、既定の料金も別途支払うこと。
3 取り決め時間内に切り上げたとしても、レンタル料の返却は出来ません。
4 操縦者はレンタル対象となるボートの小型操縦士の免許を有する者に限る。
（免許証のコピーをとらせていただきますので必ずお持ちください。）
5 操縦者は飲酒をしてはならない。
又、乗船するものは、飲酒・泥酔の状態での乗船、船内への酒類の持ち込みはしません。
6 危険操縦（急発進、急旋回、危険地域、禁漁区への立入、無謀運転）等の禁止、
又、海上衝突防止法、海上交通安全法などの規則を遵守すること。
7 操縦者は他の乗船者の安全を十分確認すること。
8 乗船者は全員救命胴衣を着用（着用は義務化されています）すること。
9 出向前点検と器具備品や計器類の位置や使用方法を確認すること。
10 ボートや機関に損傷を与えるような行為は禁止。
11 移動中は常に適切な見張りを実施すること。
12 ボートからの遊泳は禁止。または周囲の遊泳者にも注意すること。
13 天候による海の状況変化を予測し、十分安全に配慮すること。
14 万が一事故・トラブルが発生した場合には、第一に人命救助を行い、弊社に連絡し、支指示を仰ぐこと。
15 定員を超えての乗船は出来ません。
16 連絡用として使用可能な携帯電話を携帯し、出向前に番号を届け出ること。（留守番電話は解除すること。）
17 船内での責任は船長にあり、乗船者は船長の指示に従うこと。又、船上でのケガや事故の責任は自分で持つこと。
18 ゴミは、海には捨てず自宅へ持ち帰ること。
19 ガス欠で燃料を配達の場合は、配達料金と追加燃料代金を負担すること。

第２条　（その他の条件と注意事項）
1 健康を害している場合、例えば、身体的（心筋梗塞、脳梗塞等の可能性が高い）、精神的（平常でない
精神状態）等の者の操縦禁止。
2 団体行動に支障をきたすと判断される場合は乗船を禁止。
3 未成年者の乗船者または、操縦者の場合は保護者の承諾を必要とする。
4 海上の指定倍書以外の係留は禁止。防波堤・島への係留・立入り、出船場所以外の海岸に上陸も禁止。
又、ブイ・わかめイカダ・杭等には近づかず、触らない事。スタッフのサポート無しでの着岸も禁止。
5 船内での悪ふざけや危険行為（不用意に立ったり、船より身を乗り出したりすること。）は慎むこと。
6 天候により、予約をキャンセルする場合があります。
7 レンタルボートを使用するに当たり、約束事項、注意事項は遵守します。

第３条　（操縦者の責任）
1 操縦者は船の運航、停泊時において、全責任を負う。
2 借用者の故意及び、法令、公序良俗に反する行為に伴う損害は借用者の責任とする。

第４条　（傷害、損害保険）
1 弊社は、レンタルボートの傷害、損害保険に加入しておりますが、保険でカバーできない範囲が発生した場合、
保険を超える部分について、借用者の負担とする。
2 ボートの備品の破損による修理代、備品紛失代金は負担すること。

注1　乗船名簿への明記により、上記の規約に同意されたとみなします。
注2　ご記入された個人情報は法律に基づいた行政機関・漁協連からの要請があった場合を除き、
第三者には提供いたしません。

本日は、ご来場いただきありがとうございます。

この度、更なる安全とサービスの向上を目的とし、下記のアンケートにご協力をお願いいたします。

① 弊社をどこでお知りになりましたか？

□ テレビ　□ ラジオ　□ ホームページ　□ 新聞・雑誌・チラシ　□ 知人の紹介
□ ＳＮＳ（Twitter・Facebook）　□ 看板を見かけて　□ その他（　　）

② 写真・動画の撮影とデータの取り扱いについての確認

□　使用可　（何でも大丈夫 ・ 店内の貼物可 ・ 雑誌･新聞･チラシ可 ・ ホームページSNS可）
（その他　　）

□　一切使用不可